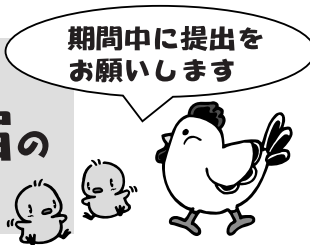


# 児童扶養手当の現況届、 特別児童扶養手当の所得状況届の 提出をお忘れなく！



8月には、児童扶養手当および特別児童扶養手当の今後1年間の支給額を決めるための届出をしていただく期間です。対象となる方には、届出書類を送付していますので必ず期間内に提出してください。

制度名	児童扶養手当	特別児童扶養手当
支給対象者	◎父母の離婚などにより父または母と生計をともにしていない子どもの母または父 ◎父または母が身体等に重度の障がいがある子どもの母または父 ※上記に該当する場合でも、年金が受給できる場合は、手当を受けられません。	◎身体や精神に中度以上の障がいがある子どもを養育している父または母 ◎父母にかわってその子どもを養育している方
対象児童	18歳になった最初の3月31日までの児童	身体または精神に中度以上の障がいがある20歳未満の方
支給額	全部支給 月額41,430円 一部支給 月額41,420円～9,780円 2人目の子ども…上記金額に5,000円を加算 3人目以降の子ども…1人3,000円を加算	子ども1人あたり 1級(重度) 月額50,400円 2級(中度) 月額33,570円
所得制限	世帯の所得による制限があります。一定以上の所得がある場合は手当の一部または全部が支給停止となります。	世帯の所得による制限があります。一定以上の所得がある場合は手当が支給停止となります。
届出期間	現況届 8月1日(水)～8月31日(金)	所得状況届 8月13日(月)～9月10日(月)

## 母子自立支援員、就労支援員が相談に応じます！

仕事のこと、子どものこと、貸付金のことなどお気軽にご相談ください。

- 日時 8月2日(木)、8月22日(水) 両日とも午前10:00～午後3:00
- 場所 日野町役場 福祉課
- その他 ・当日受付も行っていますが、できる限り事前にご予約をお願いします。  
・相談者が多い場合は、お待ちいただくことがあります。

### ◆提出・問い合わせ先

福祉課 福祉担当

☎ ⑤2 6573 有線⑤ 7772



朝6時30分から始まる巡回ラジオ体操が、  
今、多くの地域で実施中です。ぜひご参加ください。

- 効率よく全身運動ができる。(筋肉の収縮)
- 有酸素運動と無酸素運動が同時にできる。(汗をかく)
- 時間当たりのカロリー消費量が多い。
- 3分10秒でできる。(ラジオ体操第一)
- 性別、年齢を問わず、幅広くできる。(誰でも気軽に)
- すべての動きがケガをしない安全な動きで作られている。

日野町教育委員会事務局生涯学習課 ☎ ⑤2 6566

## 全国一斉

### 「高齢者・障がい者の人権あんしん相談」強化週間

高齢者や障がい者に対する虐待などは、依然として数多く発生しています。こうしたことから、高齢者や障がい者をめぐるさまざまな人権問題の取り組みを強化するため、全国一斉「高齢者・障がい者の人権あんしん相談」強化週間が次のとおり実施されます。お気軽にご相談ください。

#### 相談内容

高齢者や障がい者をめぐるさまざまな人権問題について

#### 相談電話

☎ 0570 - 003 - 110 (大津地方法務局人権擁護課内)

#### 相談日時

9月10日(月)～9月16日(日)

午前8:30～午後7:00 ※土・日は午前10:00～午後5:00

#### 相談員

人権擁護委員および法務局職員

\*この期間以外にも法務局職員、人権擁護委員は相談に応じています。(☎ 0570 - 003 - 110 平日午前8:30～午後5:15)

#### お知らせ

### 人権擁護委員の交代について

日野町では5人の人権擁護委員さんが、法務局や特設人権相談所、自宅などで住民の皆さんの悩みごとや心配ごとの相談を受けています。このたび、岡とし子委員(鎌掛)が退任され、新たに安藤貢子委員(西大路、☎ ⑤2 2728)が7月1日に就任されましたのでお知らせします。